

高萩・北茨城広域事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

令和元年10月1日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、高萩・北茨城広域事務組合職員の給与に関する条例（令和元年高萩・北茨城広域事務組合条例第5号）に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の初任給、昇格、昇給等)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等については、北茨城市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和34年北茨城市規則第5号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。